

平成25年度 第2回通学区域審議会会議録

開催日時：平成25年10月2日（水）午後2時30分から

開催場所：消防庁舎4階会議室

出席者：審議会委員 牧野岳彦委員（会長），荒木和幸委員，諏訪晴信委員，椎名勝委員，
由利聡委員，三代川寿朗委員，三代川佳子委員，
竹谷嘉夫委員，佐賀正栄委員
市事務局 植松教育長，辻学校教育部長，市瀬学校教育部参事
田久保学校教育部次長，小野寺教育総務課長，
島本教育総務課主幹，学校教育課坂本主任管理主事，
内山管理主事，笹生管理主事，

傍聴者なし

会議の概要

【審議】「東習志野小学校の通学区域について」

事務局より「東習志野小学校の通学区域について」説明

東習志野小学校においては、学区内の今後の児童数増加を勘案すると、大規模分譲マンション入居後の推移により将来的に教室不足が見込まれることから、今後も継続して通学区域の変更を検討することが必要である。

一方、今般の諮問で対象となっている東習志野小学校区の新たに開発される区画を含む東習志野2丁目20番の区域（いわゆる三角地帯）については、児童数増加の点で、東習志野小学校における学習環境の変化に直ちに大きな影響があるとはいえないことが、その後の調査でも明らかとなってきた。

以上を踏まえ、東習志野小学校区の新たに開発される区画を含む東習志野2丁目20番の区域を実花小学校区に変更することについて、前回に引き続きご審議いただきたい。

質疑応答

- (A委員) 学区変更を行う時に一時的にコミュニティが分かれてしまうことは、どの学区でも起こりうることだが、これまで学区が変更された時にそのような例はあるのか。
- (事務局) 学区とコミュニティの線が異なっている例は皆無ではない。大久保東小では、学区と町会単位のズレが生じている。地域のコミュニティを大切にすることについては、従来のおりきちんと意識していく。
- (A委員) 弾力地域では、学区と町会との境はどのようにしているのか。
- (事務局) 屋敷小や実籾小を選べる地域においては、一部で分かれているところもある。

- (A 委員) この問題に限らず、学区を変更する場合、町会と一致しなければならないと考え
ると、町会も変更しなくてはならない。学区と町会を一致しなければならないとす
ると、学区は変則的な形になってしまうだろう。
- (B 委員) 連合町会の中に、ユトリシアは入っているのか。
- (事務局) ユトリシアについては1つの管理組合になっていると言うことで、今回の説明会の中
には入っていない。あくまでも、東電跡地の説明だったので、今後はユトリシア
についても説明していく。
- (B 委員) ユトリシアに住んでいる人に説明すれば、反対意見もあるだろう。基本的にそこに
住んでいる人にしてみれば反対であって、これはやむを得ないと感じる。ここに住
んでいる人を中心に考えるのならば、東習志野小を増築し、教室を増やすというこ
とが反対のない考えだろう。この場合建築費はどのくらいかかるのか。
- (事務局) 参考例として、現在、谷津小学校の特別教室を増築している。谷津小の特別教室で
は、予算ベースで1億5000万円である。特別教室2つ分、普通教室にすると4
つ分である。
- (B 委員) 当然費用がかかることなので、金額についてはっきり調べてほしい。
ここで増築となると市内の児童推計が変わった時に、市内全域でもっと特別教室を
作らなければならなくなる。そう考えると学区変更の方法等を検討するのはやむを
得ないところである。
- (C 委員) 学区を考えると、適正規模、適正配置、地域、市の財政が大きな4つの問題となっ
てくる。子どもの育成の基盤は学校だけではない。家庭・地域も重要な役割を果た
している。学校は、生涯学習・地域のコミュニティの拠点としての機能を担ってき
た歴史があり、大事にしたい。学校と地域社会は相互に深い関わりをもってきたこ
とも懸案事項としていきたい。
- (D 委員) 学校規模に関して言えば、「学級数が足りないから、予算がいくらだ。」とか、「仮
設校舎を建てるからいくらだ。」という議論の前に、適正規模はどうなっているの
かと伺いたい。前回の審議会の中では、通学路に関しては4kmだという話があつ
た。これは学校教育法による基準値だと思う。12学級～18学級の基準規模、増
設については24学級の基準規模が示されている。確かに、各地方自治体や地域に
検討するようになっている。習志野市においては、何学級が適正と認めるのか。そ
の辺りが全く議論されない中で、教室数が足りなくなるから増設するということが先
行している。市内で一番児童数が多い大久保小は昨年30学級、東習志野小は特別
支援学級等で34～35学級。31学級を超えると過大規模校扱いになり、各地方
自治体は過大規模校を作らないように苦勞されている。ある自治体では、過大規模

校を作らないため、何学級以上になれば学区の見直しをするというルールを作っている。習志野市の場合、何学級だったら許容範囲なのか。まず、そのルールがなければ学区の見直し、児童数の調整ができないのではないかと。

(事務局) 国の基準では31学級で過大規模校である。他の自治体では、自治体に合った適正規模・学級数・学校数の指針を持ち合わせている。その上で、将来推計を見据えて段階的に手順を踏み、学区の調整・学校の配置に取り組んでいる。
習志野市では、これまでこの検討はなされていない点が課題である。その取り組みについては、住民を含む組織を立ち上げ、数年の検討期間を設け、少なくとも、来年度から着手したいと考えている。

(D委員) 来年度から過大規模校に対する習志野市の許容範囲を設定するとなると、それができるまでは、それに適応できない学校を作るわけにはいかないのではないかと。

(事務局) ルールがある中で、段階的な取り組みができるのであれば学区調整はしやすい。本市において、学区調整は従来からあまり取り上げておらず、今回、東習志野小学区と谷津小学区が大きな課題となっているが、住民の理解を得て、当該校と周辺校のバランス等を含め考えていきたい。

(D委員) 今の流れで放っておくと谷津小は56学級と推定されている。当然、来年度習志野市の過大規模校・過小規模校が示されていく。そこで示されたものと谷津小の相違点があると、また谷津小がもう一度学区を見直すと二度手間になる。許容範囲を示した中で学区を選定していけば現実的である。暫定的に今決めると、非常に混乱する。

(事務局) 谷津小学区に関しては、56学級が最大推計値であり、どのように対応していくかが課題である。通学区域変更の場合と変更しない場合を想定し、複数案を作成している。現段階では、時間的な面から、本市独自のルールづくりと切り離した中で谷津小を考えていく。

(会長) 東電跡地の23戸が仮に東習志野小に通学した場合、入居する児童を推計した時の数を東習志野小に算入したとしても、その学級数が過大にならないという推計は出ているのか。その推計値が手元にあるのならば示してほしい。

(事務局) すでに開発業者からは、東電跡地23戸について入居予定者の半分以上が契約済みとの情報があり、実数をつかめる段階である。契約世帯の子ども年齢について確認中である。推計値については、今持ち合わせていないので、実数で確認したい。

(会長) 東電跡地23戸に発生する児童数は、通常の発生率をもとにすると数人だろう。たまたま兄弟が多くても10人位であろう。それに加えて、東習志野小の将来的な

最大学級数は、この案でどのくらいの学級数になるのか教えてほしい。

(事務局) 平成30年度において、5番街を除いた数は32学級であり、2教室不足する。

(会長) それは、ユトリシアを実花小に学区変更した場合の数字なのか。

(事務局) これは、学区変更しなかった場合に32学級2教室不足するという数字である。

(会長) 今回の諮問とは離れるのだが、事務局案として将来的にユトリシアを実花小へというプランに基づくと、東習志野小は何学級くらいになるのか。

(事務局) 仮にユトリシアを実花小へ学区変更した数字だと、将来的には最大で平成27年度は28学級、2学級余裕があるとみている。

(会長) 23戸の入居児童を入れても28学級。多くて29学級と見積もりできる。国の基準値の30学級を超えない範囲に収まるということが言える。また、来年度学校規模を示す予定だと事務局から説明があったが、もう既にその方向性であるならば、審議会でそれを前提とした話し合いをしなければ、D委員がおっしゃる通り、また、この話が来年度以降蒸し返す話になることが必至である。それも、ぜひご意見をいただきながら、話を進めていきたい。

(D委員) 過大規模校になったとしても、それはそれぞれの地域の問題であって、まずは習志野市の許容範囲・学級数を示してほしい。学区の見直しの前段階で、過大規模校が許容範囲を超えない学校にするために学区を見直すというアナウンスをしなければ、その地域の方は納得できないのではないか。許容範囲も固まっていない中で、教室が足りないから学区を見直す、教室が足りないからプレハブなり予算を組んで増設するんだという話よりも、習志野市で決めた過大規模校の学級数を超えた学校は作っていけないという思いの中で、学区を変更するという考えでいかなければ、地域住民の理解・賛同は難しくなっていくのではないか。

(会長) 来年度ということですが、事務局いかがですか。

(事務局) 先ほど申し上げたルールといいますか、来年度からは組織を立ち上げ着手しなくてはならないということではなく、他の自治体では2年とかの年数をかけた中で取り組んでいるので、そういう事例を参考に取り組む必要があると考えている。

(会長) 取り組む必要があるということですか。その方向になると受け止めてよろしいでしょうか。基準作りに取り組むと受け止めてよろしいか。

(事務局) 取り組んでいくと受け止めて結構である。

(会長)

手続き上とか時間の問題とかあるので、この審議会ですそれを前提に話していくのが、難しい状況であることは理解できた。その方向性で話していかないと、来年度以降蒸し返しとなり、繰り返されることとなる。30学級を超えると過大規模校ということで話を進めていきたい。この点について、他の委員からもご意見をいただきたい。

(A委員)

過大規模校という話が出ていたので、人口が急に増えたり減ったり、基準によって弾力的に動けるという形を作っておかないといけない。その基準作りを早めにしていただくことが重要である。海側に行けば生徒数が少なくなっているということもあって、それはそれでいいのかということになってくる。基準があった方が教育委員会の方が動く時も、こういう形が教育上望ましいと説明しやすいし、話もより進むのではないかと考える。来年から取り組まれると言ったが、そんなに簡単には決まらないと思う。ここでどうしようと揉めるよりは、早めに決めてしまい、それに則ってやった方が、今後、増えたり減ったりした時の対応が楽だと思う。ぜひ、そういう形に1日も早く決めていただきたい。

(事務局)

習志野市では、公共施設再生計画を作っている。人口の増減が見込まれる場合、3期目の中で学校の統廃合が現実的には謳われている。国の基準で12学級～18学級、統合する場合18学級～24学級という数字が出ているが、習志野市に置き換えて統廃合する時であっても、学校規模・適正配置という部分では、地域の特性を考慮しながら、関係する地域の皆さんとしっかり議論し、丁寧に対応していきたい。来年度には検討を進めたいと考えている。

(事務局)

学校の適正規模、過大規模校等、一定の基準を決めて通学区域を決めていくというやり方、ルールに従ってやっていくというご意見は承っておきたい。習志野市の中においても地域の格差がある。人口が増えていく地域は学校が大きくなり、減っていく地域は段々小さくなっていく。保護者の方や地域の方に慎重にお話しして対応を進めながら、ルールづくりをしていく。早急に軽々に進めていくということは教育委員会としてはできない。

東習志野小について、適正規模・余裕教室・普通教室等、教育委員会では、子どもの通学路の安全性を考えながら、より良い教育環境を整えていく。今ある施設の中で、どういう対応ができるのか考えている。ユトリシアや東電跡地については、東習志野小にも実花小にも近い。この2つの学校を比べた時に、余裕教室がある実花小の中で教育活動をしていくことが、子ども達にとって、より良い教育環境の1つであると考え、話を進めている。

ルールづくりはとても大切なことであるが、現段階では余裕教室を使いながら、より良く活動ができるようにするには、どういう方向でやっていったら良いか、委員の皆様にご審議していただきたい。

今なぜやらないのかというと、通学区域を変えるには、保護者や地域の方に、かなり理解をしていただければ進まないこと、今年決めたから来年やるというこ

とにはならず、ある一定期間がなければご理解を得ることができないからであり、その中で、一つ一つ課題を解決するには時間が必要となる。従って、28年度くらいを目途に進めていきたい。その中で、ユトリシアの地域の方に説明をし、ご理解・ご協力をいただきたい。子ども達により良い教育環境のために、この方向で通学区域を変えていく一つの方法であることを、審議していただきたい。

(会長) 今、学校の適正規模について、根本的な基準の説明をしていただいている。他にあれば、お願いします。

十分事務局としては認識しているということである。保護者・地域の方と児童生徒の教育環境から多面的にご検討いただいて、できるだけ早く方向を示してほしい。大きなテーマを与えていただいたと思う。他にご意見はありませんか。

(事務局) 先ほど、コミュニティのことについて説明があったが、我々はコミュニティも大切にしたいが、一番大事にすることは、子ども達のより良い教育環境を整えること。そのために教育環境をどのように整えていくか、保護者や地域の方にどのように説明してご理解をしていただくか。仮に地域の方から、理解いただけない意見があったとしても、その中で決断を下さなければならない。決してわかってくれなくてもいいというわけではなく、理解を求めるために丁寧に説明していく。本当に必要なことを考えながら、コミュニティが分かれてしまうことがあるかもしれない。

通学路を含め、2丁目20番の区域の中でどのようにしていったら良いか、審議を重ねてお願いしたい。

(会長) 諮問に対するご意見に戻していきますが、ご意見をお願いいたします。

(D委員) 東習志野2丁目の件だが、前回の審議会の中で、自分は実花小学区ということで賛同したが、東習志野小になることによって学級数が大きく変わらないということであれば、実花小にする必要がないのではないかという実感である。将来的な飛び地という心配があるが、飛び地を作らない前提は、地域と家庭・学校が離れてしまうから作りたくないという思いだろうが、逆に、地域・家庭・学校がうまく連携できている地域であれば、飛び地であっても、本来の目的である連携は果たしているのではないか。

(会長) 学校・地域・家庭が一体化した教育と、地形上の飛び地による不都合の点が、今、論議されているところである。その点についてはいかがか。

(事務局) D委員から通学路について指摘を受けたが、東電跡地の直角のところには横断歩道があり、そこを渡って東習志野小へ通学している。横断歩道を渡るところはマラソン道路である。信号機のあるところを渡っている。仮に、実花小へ通うとなると反対側の変則5差路のところ、複雑な交差点を渡る。ここは、たまり場がない通学路としては非常に危険な場所である。ただし、マラソン道路を越えるには、歩道橋がある。歩道橋を渡ることで安全に実花小へ通学できる。

(B委員) 歩道橋があつて、向こう側に渡る部分は結構狭い気がする。そのあたり、何か考えているのか。

(事務局) 自転車も渡れる大きな歩道橋である。さほど狭くないと思っているが。

(B委員) 広いのはマラソン道路の南側であつて、渡るところは広いが、反対側（コンビニ側）は狭い。基本的に一人が行き交うくらいの幅である。階段を緩やかにするとか、拡幅するなどのことは考えているのか。

(事務局) 歩道橋の現状について、学校から広くするという要望は出ていない。それを広くするようにという計画はまだである。関係部局と話を詰めるよう考えていく。

(B委員) 何が 필요한のか、しっかり研究してほしい。教育委員会だから、関係部局の都市整備部などと管轄が違う、ということのないように、しっかり協議し、連携してほしい。

(会長) ただ今の意見は、子ども達の命に関わる重要なことなので、すぐに対応できるということではないにしても、市や県に話を通して確実に子ども達が通学する時までには改善してほしいと要望する。

(D委員) 歩道橋の話が出ているが、安全面でいえば、その学区が実花小なのか、東習志野小なのかに関わらず、その歩道橋が狭く危険ならば、学区とは関係なく改善すべきである。学区の問題に結びつけてしまうと無理がある。今現在の子供達が使っているのだから、学区に関わらず広くしてほしいと地域要望として出しても良いのではないか。

(会長) 昨年度から、全国的な児童生徒の交通事故を受けて、習志野市でも通学路安全点検をしている。学校教職員・教育委員会・保護者と合同で、学区を回っている。要望があがってなければ追加要望し、担当部局が今回の話し合いを受けて進めていただきたい。

(事務局) 通学路安全協議会を教育委員会で今年度立ち上げた。各小学校から改善要望が出され点検箇所について実施した。今年度の点検箇所について、歩道橋はあがっていない。地域要望から出される場合もあるので、関係する学校や地域と確認しながら対応する。

(B委員) 通学路として、マラソン道路を渡らせることについて、どのように考えるのか。安全を考慮した対応をお願いします。都市整備部としっかり協議してほしい。

(会長) 諮問に対する答申に向けた話をまとめると、本審議会で協議したところ、通学路では日立側の道路の危険性が高いという安全性の問題、なおかつ、人数的に3人+23戸の入居児童数を加えても、東習志野小の大まかな学級に変更はないだろうという人数の問題、さらには、子どもたちのより良い教育環境などを勘案すると、諮問とは逆の結果になるが、今日の審議会では、東習志野2丁目20番の区域については、実花小に変更せ

ず、引き続き、東習志野小へ通学できるよう、今後慎重に考えていくべきであるという方向にまとめてよろしいか。ご意見はございますか。

一同、異議なし。

(会長) 異議なしと認めます。

事務局の皆さんは、今回の審議に沿って意見を反映していただき、答申案を作成し、第3回通学区域審議会に提出してください。次回は、その答申案について審議し、答申作成を行います。本日はいろいろな方から貴重なご意見をいただきありがとうございます。

谷津小学校のその後の現状報告、進捗報告があれば、事務局からお願いします。

事務局より 「JR津田沼駅南口開発に伴う谷津小学校の通学区域について」経過報告

質疑応答

(D委員) 谷津小学校の保護者説明会で、どのような意見・議論が出されたのか。

(事務局) 谷津小学校全体の保護者会は、9月21日(土)午後5時から8時過ぎまで行い、通学区域の変更に対しての主な質問は、就学している子どもは変更後対象となるのか。就学している子どもの兄弟について配慮はあるのか。これについては、仮に通学区域変更により該当となっても、引き続き通学できる配慮事項の1つであると回答した。また、谷津小学校に近いという理由で引っ越ししてきたのに、通学区域変更は賛同しがたい。通学区域が変更になった時、当該校とのクラブ活動の交流はあるのか。教育委員会の指導で対応できないのか。基本的に、クラブ活動については、当該校の管理下であるため、教育委員会指導は難しい。

通学区域を変更しない場合、最大56学級となる。谷津小を第一中学校内に高学年を分離する案については、通学区域を変更するのか、しないのかという二極で考えた時、一番シンプルなのは、変更しないという案に賛同しやすい。理由は、通学区域を変更した場合、そのエリアの中で不公平感が拭えない。その他、高学年分離については、高学年と低学年の関係性が維持できないので不安という意見。その他、抜本的な解決策としての提案として、谷津小前の道路を挟んだところの近隣公園予定地2haの用地に一定期間学校を建設して、児童を通わせる。子どもが減った段階で、また公園に戻す。あるいは、現谷津小を公園にすることが一番良いという提案を受けた。こちらについては、考えないわけではないが、基本的には、開発にあたって一定程度求められる緑地、防災公園という位置づけの中で、現状に於いて、建造物を建てることは困難であると回答した。

その他、スポット的な対応として、袖西小へという案は、真剣に考えたのか疑問であるというご意見をいただいた。

(会長) 他にご意見・ご質問はありますか。

本日の予定された議案は、これで終了いたします。